

山口県再エネ・次世代自動車アドバイザー派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、県民や事業者への再生可能エネルギーや次世代自動車に関する専門的な情報の提供や相談に対応をする「山口県再エネ・次世代自動車アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）の派遣に必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象)

第2条 アドバイザーの派遣対象は、別表1、2の民間団体、事業者の組合等（以下「民間団体等」という。）が主催する講演会、研修会等とする。

2 アドバイザーの派遣は、予算の範囲内とし、同一民間団体等に対する派遣は、同一年度において、1回を原則とする。

(手続き)

第3条 アドバイザーの派遣を希望する民間団体等は、原則として、派遣を希望する日の30日前までに、山口県再エネ・次世代自動車アドバイザー派遣申請書（様式第1号）（以下「派遣申請書」という。）を県が本事業の一部を委託している公益財団法人山口県予防保健協会（以下「協会」という。）に提出しなければならない。

2 協会は、派遣申請書を審査し、派遣の決定をした場合は、派遣するアドバイザー及び民間団体等に対して、山口県再エネ・次世代自動車アドバイザー派遣依頼書（様式第2号）及び山口県再エネ・次世代自動車アドバイザー派遣決定通知書（様式第3号）により通知し、派遣をしない決定をした場合は、民間団体等にその旨を通知する。

(活動)

第4条 アドバイザーは、次のような活動にあたる。

- (1) 講演会、イベント、研修会等での講演・講義
- (2) 会議、相談会での指導・助言
- (3) 協会からの問合せへの対応

(禁止事項)

第5条 アドバイザーは、活動中、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 特定の製品等について購入を働きかける等の勧誘行為や営利活動
- (2) 政治活動、宗教活動、その他本事業と関わりのない行為
- (3) その他派遣を希望した民間団体等の意に反する行為

(実施報告等)

第6条 民間団体等は、派遣終了後10日以内に、山口県再エネ・次世代自動車アドバイザー派遣受入報告書（様式第4号）（以下「報告書」という。）を協会に提出するものとする。

2 協会は、提出された報告書を保管するとともに、その写しをアドバイザーに送付するものとする。

3 協会は、山口県再エネ・次世代自動車アドバイザー派遣実績台帳（様式第5号）を作成し、年度末までに山口県再エネ・次世代自動車アドバイザー派遣実績報告書（様式第

6号)により、県に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 協会は、第6条第1項の規定により提出された報告書を受領後、速やかにアドバイザーに対して、別に定める謝金及び旅費（県内旅行分のみ）を支払うものとする。

附則

この要領は、平成25年5月21日から施行する。

附則

この要領は、平成25年11月15日から施行する。

附則

この要領は、平成28年6月13日から施行する。

○民間団体等の範囲

(別表1)

番号	区 分	備 考
1	民間団体	
2	自治会	
3	事業者の組合	
4	商工会議所	
5	商工会	
6	協議会、実行委員会等 (市町の地球温暖化対策地域協議会を含む)	市町、民間事業者等で構成
7	県	再エネ講演会等

(注) 政治、宗教を目的とする民間団体等を除く

○講演会等の規模

(別表2)

番号	区 分	参加予定者	時間	備考
1	講演会	参加予定者が100人程度	2時間以内	営利目的の 行事へは派 遣不可
2	イベント			
3	研修会	参加予定者が20人程度		
4	会議			
5	相談会	参加予定者が10人程度		